又は特定持株会社等
又は特定持株会社等
融機関等

第二十九条の四十中「同条第二項に」を「法第百二十六条の三十八第二項に」に改め、同条の表第六十七条第二項及び第六十八条の項中「及び第六十八条」を削り、同項の次に次のように加える。

第六十七条第三項	破綻金融機関	特定承継金融機関等
第六十八条	適格性の認定等	第百二十六条の三十八第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は第百二十六条の三十八第六項のあつせん

第三十条の次に次の二条を加える。

（事業譲渡等における債権者保護手続の特例により変更することができる契約の条項）

第三十条の二　法第百三十一条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　預金等に係る金利（利率及び利率に準ずるものをいう。）

二　預金等に係る契約の期間

三　預金等に係る利息等（第六条の二第一項各号に掲げるものをいう。）の額の計算方法

（法第百三十一条の二第三項の政令で定める期間）

第三十条の三　法第百三十一条の二第三項に規定する政令で定める期間は、一月とする。

第三十三条の二の次に次の一条を加える。

（課税の特例を受ける者の範囲等）

第三十三条の三　法第百三十五条第四項に規定する政令で定める者は次の各号に掲げる者とし、同項に規定する政令で定める株式の引受け又は取得は当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める株式の引受け又は取得とする。

一　法第百二条第一項第一号に掲げる金融機関又は同号に規定する銀行持株会社等（以下この号及び次号において「対象銀行持株会社等」という。）　次に掲げる株式の引受け又は取得

イ　第一号措置を行うべき旨の法第百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け

ロ　当該対象銀行持株会社等（法第百八条の二第一項の認可に係る同項に規定する株式交換等（当該認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等が法第百五条第三項の規定により内閣総理大臣に提出した経営健全化計画に定められているものに限る。）により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつたものに限る。）から割当てを受けた機構による株式の取得

二　法第百五条第三項に規定する対象子会社　法第百七条第三項の規定により行われる対象銀行持株会社等による株式の引受け

三　法第百二十六条の二第一項第一号に掲げる金融機関等　次に掲げる株式の引受け又は取得

イ　特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行うべき旨の法第百二十六条の二十二第六項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け

ロ　当該金融機関等（法第百二十六条の二十五第一項の認可に係る同項に規定する株式交換等（当該認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等が法第百二十六条の二十二第五項の規定により内閣総理大臣に提出した経営健全化計画に定められているものに限る。）により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつたものに限る。）から割当てを受けた機構による株式の取得

四　対象子法人等　法第百二十六条の二十二第七項において読み替えて準用する法第百七条第三項の規定により行われる金融機関等による株式の引受け

第三十八条第二項第三号中「（法」を「及び第三項（これらの規定を法」に、「第百二十六条の十ただし書及び」を「第百二十六条の十ただし書並びに」に改める。

第三十九条第七号中「準用する法第百五条第八項」の下に「及び第百六条第五項」を加え、同条第九号、第十号及び第十二号中「準用する法」の下に「第百五条第八項及び」を加える。

附則第二条の十二中「吸収分割又は」と」の下に「、法第六十七条第一項中「適格性の認定等を」とあるのは「附則第十五条の四第五項において準用する第六十一条第一項の認定又は附則第十五条の四第六項のあつせんを」と、「適格性の認定等に」とあるのは「認定又はあつせんに」と、同条第二項中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四第五項において準用する第六十一条第一項の認定又は附則第十五条の四第六項のあつせん」と、同条第三項中「破綻金融機関」とあるのは「承継協定銀行」と、法第六十八条中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四第五項において準用する第六十一条第一項の認定又は附則第十五条の四第六項のあつせん」と」を加える。

附則第二条の十二の四の見出し中「承認」を「特例に係る承認の」に改め、同条中「の規定を」を「及び第三項の規定を」に、「第二十九条の二十四第一項中」に、「第二十九条の二十七」を「次項、第二十九条の二十七」に、「あるのは」を「あるのは」に、「いう。」を「いう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「特定救済金融機関等」とあるのは「特定再承継金融機関等」に改める。

附則第二条の十二の七中「及び第六十八条」を削り、「あつせん」と」の下に「、同条第三項中「破綻金融機関」とあるのは「承継協定銀行」と、法第六十八条中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせん」と」を加える。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第十条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第五号中「及び同法」を「、同法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者が行う同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務に係る特定権利の販売又は役務の提供、同法」に改め、「係る役務の提供」の下に「及び同法附則第三条の三第一項に規定する外国投資運用業者が行う同条第五項に規定する移行期間特例業務に係る特定権利の販売又は役務の提供」を加える。

（長期信用銀行法施行令の一部改正）

第十一条　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第十六条の四第一項の項を次のように改める。

第十六条の四第一項	第十六条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号、第十三号、第十五号及び第十六号	長期信用銀行法第十三条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号、第十三号、第十五号及び第十六号
	特別事業再生会社	同号に規定する内閣府令で定める要件に該当しない会社（第七項において「特別事業再生会社」という。）
	特例持株会社（	持株会社（同条第一項に規定する子会社対象会社を子会社としている会社であつて、